

マイナンバーカードの 手続きは予約で



マイナンバーカードの申請サポートや受け取り、電子証明書の更新の手続きは、事前に予約してください。それ以外は予約不要で手続きができます。

📝 インターネットか、予約専用ダイヤル(☎561-0185)で
申・問 市民課(1階)
 ☎561-2344、FAX561-2492



忘れずに納めましょう

国民健康保険税(10期)
納期限(口座振替日)
3月31日(月)

- ・コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- ・口座振替(自動払込)が便利で確実です!
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
問 納税課(1階) ☎561-2311、FAX561-2479

パブリックコメント(意見公募)

ご意見ありがとうございました

- 第2期草津市行政経営改革プラン(案)
問 経営戦略課(7階)
 ☎561-6544、FAX561-2489
- 草津市DX推進計画(案)
問 経営戦略課(7階)
 ☎561-2326、FAX561-2489
- 草津市景観計画の改定(案)
問 都市計画課(4階)
 ☎561-6507、FAX561-2486
- 草津市教育振興基本計画(第4期)(案)
問 教育総務課(6階)
 ☎561-2425、FAX561-2488
- 草津駅周辺エリア未来ビジョン(案)
問 都市地域戦略課(4階)
 ☎561-6931、FAX561-2486

パブリックコメントの結果・概要については、随時市ホームページに掲載します。



4月1日(火)から、令和7年度の固定資産(税)の確認と証明書の取得ができます



確認・証明書が取得できる内容	確認・証明書が取得できる人	手数料	期間
土地価格等縦覧帳簿の縦覧	・市内の土地の納税者 ・納税者から委任された人	無料	4月1日(火)～6月2日(月)の平日 8:30～17:15
家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	・市内の家屋の納税者 ・納税者から委任された人	無料	4月1日(火)～6月2日(月)の平日 8:30～17:15
固定資産課税台帳の閲覧	所有する土地・家屋の評価額など	350円 ※6月2日(月)までは無料	4月1日(火)以降の平日 8:30～17:15 ※年末年始を除く
	借地や借家の評価額など	市内の土地や家屋の借主	
証明書発行	・評価証明書 ・公課証明書	350円	固定資産課税台帳を閲覧できる人

● 縦覧では、所有権に関する事項はご覧になれません。縦覧制度について、詳しくは、市ホームページをご覧ください

草津市 縦覧 検索



● 本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証など)や権利を証明するために必要な書類(委任状・賃貸借契約書など)を持参してください。同一世帯でない場合は、家族であっても委任状が必要です

● 固定資産税の不服審査

固定資産税について不服があるときは、審査請求または審査の申し出をすることができます。
申出期間 納税通知書が届いてから3カ月以内

● 家屋の固定資産税

固定資産税(都市計画税)は、毎年1月1日の所有者に、資産の現況に基づき課税されます。次のいずれかに当てはまる場合は、市へ連絡してください。

- ①床面積10㎡未満の小規模な家屋を新築・増築したとき
- ②家屋の用途を変更したとき(専用住宅を店舗などの併用住宅へ、事務所を専用住宅へ変更など)
- ③未登記の家屋を取得したとき
- ④家屋を取り壊したとき(届け出がないと、課税される場合があります)

草津市 家屋 検索



● 家屋の減額申請

耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事について、一定の要件を満たす場合は、翌年度の税額が減額されます(工事完了後、3カ月以内の申請が必要です)。

問 【課税内容についての説明など】

税務課 資産税係(1階10番窓口) ☎561-2310、FAX561-2479

● 【証明書の発行】

税務課 諸税管理係(1階8番窓口) ☎561-2308、FAX561-2479

本人通知制度の登録者には、 代理人や第三者へ 証明書が 交付された場合 お知らせします



本人通知制度は、戸籍などの証明書の不正請求の早期発見と抑止を目的としています。制度利用者の戸籍謄本や住民票の写しなどを、代理人や第三者に交付した場合、本人に対し、交付したことを郵送でお知らせする制度です。事前登録が必要ですので、希望する人はお問い合わせください。

● 登録対象者

- ・市に住民登録のある人(平成26(2014)年6月20日以降に市に住民登録のあった人も含む)
- ・市に本籍がある人(過去に市に本籍があった人を含む)
- ・登録ができるのは、現在日本国内に在住している人に限ります

● 対象となる証明書

- ・住民票の写し(住民票除票を含む)
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍謄抄本等(除籍を含む)
- ・戸籍附票の写し(除附票を含む)

📝 窓口か郵送、電子申請サービスで
申・問 市民課(1階)
 ☎561-2344、FAX561-2492

国民生活基礎調査を 実施します



3年ごとの大規模調査を実施します。厚生労働行政の企画や運営に必要な基礎資料を得るための重要な調査ですので、調査に選ばれた世帯は、ご協力をお願いします。また、本調査に合わせて調査員を募集しています。

● 調査期間

6月上旬～8月中旬(予定)
申 調査員の応募は3月14日(金)17:15までに、電話で

申・問 健康福祉政策課(2階)

☎561-2360、FAX561-2482

転入・転出・転居届臨時窓口を 開設します

🕒 3月30日(日)、4月6日(日)9:00～12:30 📍 市役所1階

転出届は市役所へ来庁することなく、自宅で手続きができます。窓口の混雑が予想されることから、郵送やマイナンバーカードを利用したオンラインでの手続きをお勧めします。転入・転居(市内転居を含む)は窓口で届け出が必要です。

臨時窓口でできる手続き内容

- ・住民異動届(転入・転出・転居)と、これに伴う諸証明の発行や戸籍関係の届け出の預かり
 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください
 ※出生や死亡、婚姻、離婚など戸籍の手続きは、預かりのみとなる場合があります



問 市民課(1階) ☎561-2344、FAX561-2492

- ・転入した世帯へのごみ袋引換券などの交付(該当者のみ)
- ・市内で転居した世帯へのごみカレンダーなどの配布

問 環境政策課(1階) ☎561-2341、FAX561-2479

他 ・他市町村へ確認が必要なときは、平日8:30～17:15に、改めて市役所への来庁をお願いすることがあります
 ・持参するものは必ず事前に確認し、不明な点はお問い合わせください

問 ・【住民異動届について】市民課(1階) ☎561-2344、FAX561-2492
 ・【ごみ袋引換券などについて】環境政策課(1階) ☎561-2341、FAX561-2479

国民年金こんなときには届け出が必要です



国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入しなければなりません。届け出は、加入時だけでなく、被保険者種別の変更時にも必要です。届け出がない場合、年金額の減額や、受け取れなくなることがあります。手続きは、担当課や年金事務所、マイナポータルでできます。必要書類などは、お問い合わせください。

- ・厚生年金または共済年金に加入していたが、退職したとき
- ・配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金を辞めたときなど

申・問 ・日本年金機構草津年金事務所国民年金課(西渋川一)

☎567-2220、FAX562-9638

・保険年金課(1階) ☎561-2367、FAX561-2480

